

児童生徒の画像撮影におけるプライバシーポリシー

1. 趣旨

三重県立杉の子特別支援学校（以下、「当校」）は、児童生徒の画像撮影について、『三重県個人情報保護条例』（第7条第1項）に基づき、下のとおりプライバシーポリシー（以下、「本ポリシー」）を定めます。本ポリシーは、当校が児童生徒の画像を撮影し、どのように使用・管理するかを説明するものです。

2. 画像撮影の目的

- ①当校の教員間で情報共有をする。
 - ②クラス内での、視覚支援などに使用する。
 - ③校内での学習及び校外学習など校外での学習について、授業で振り返りをする。
 - ④アルバム用の画像及び写真として使用する。
- （アルバム作成の方法は学部によって違います）

（以下の項目については、保護者の承諾を必要とする）

- ⑤廊下の掲示板で、児童生徒の作品とともに掲示をする。
- ⑥学校ホームページに掲載する。
- ⑦修学旅行、宿泊学習などの事後学習において、校内の掲示物に貼付をする。
- ⑧校内の作品展において、作品とともに掲示をし、制作の様子を紹介する。
- ⑨学校間交流、居住地校交流などにおいて、相手校と情報の共有をする（便り、掲示物、動画視聴など）。

*①③⑨については、動画の使用も想定される。

3. 画像使用の承諾

本ポリシーを学校ホームページあるいは書面で周知をしたうえ、使用方法や使用内容についての項目を設定した書面で、年度ごとに保護者から承諾を得る。

4. 目的外での使用

当校以外の教職員が参加する研修会での使用など、**2**で定めた目的以外で使用する場合は、保護者に使用の目的を説明し、新たに承諾を得る。

5. 画像の撮影及び使用に係る留意事項

著作権及び肖像権について

- ①児童生徒を撮影した画像の著作権は、当校が有するが、児童生徒の肖像権は、その児童生徒が有することを理解する。
- ②児童生徒の作品を撮影した画像の著作権は、当校が有するが、児童生徒の作品の著作権は、その児童生徒が有することを理解する。（著作権法第2条及び第21条）

6. 画像データの管理

- ①三重県教育委員会の定めるサーバーに保存をし、管理をする。
- ②個人情報を含む画像を教室などで保管しない。
- ③児童生徒の人権及び安全確保のため、画像データ（電子ファイル）の配付はしない。

7. 学校外への持ち出し

個人情報を含む画像（電子データを含む）を学校外へ持ち出す場合は、管理簿に必要項目を記入し、校長の許可を得る。また、持ち出し後の処理についても、適正に行う。

8. 掲載情報に対する指摘への対応

掲載情報について、誤りの指摘や苦情の申し出などがあった場合、速やかにその内容や掲載方法について検討し、適切な措置を講じる。

9. 本ポリシーの改訂

本ポリシーは、社会的変化・技術的変化・法令などの改正に伴い、校長の判断及び本校職員の会議により見直し、適宜改訂を行うものとする。改訂をした場合は、その都度、改訂のあった旨を保護者に、書面あるいはメールなどで周知をする。

〈附則〉

本ポリシーは、令和6年4月1日より施行するとともに、学校ホームページ内に掲載する。